

感染症対策に関する指針

社会福祉法人休道福祉会

当法人は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、職員・利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 【基本的な考え方】

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・運営規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 【感染症対策委員会の設置】

法人内の感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

(1) 感染症防止対策委員会のメンバーとその役割は次のとおりとする。

職 種	役 割
理 事 長 (対策本部長)	・法人全体の管理、感染防止対策の実施・総括 ・緊急対応に関する意思決定 ・委員会の開催
施 設 長 (対策副本部長)	・本部の運営実務の執行（感染予防対策、行政機関を始めとする各機関との連携） ・各事業所への指示
事 務 局	・利用者並びにその家族への情報提供 ・感染予防対策・対応備品の管理 ・各事業所の窓口として情報を収集し、対策担当長への報告。
各事業所責任者	・職員と利用者の健康状態の把握と、上長並びに朝のミーティングでの報告並びに情報の伝達。 ・生産活動の委託業社並びに取引先との継続・対応について事前協議

(2) 感染症対策委員会の開催

3ヶ月に1回以上の定例会議及び緊急時の臨時会議を開催する。

(3) 感染症対策委員会の実施内容

① 感染症対策マニュアルの作成、見直し

② 感染防止対策の策定

③ 6ヶ月に1回以上の定期的な職員研修の実施

④ 感染発生時は速やかに発生の原因を究明し、適切な対応をするとともに、各部署の職員に指示する。

3. 各担当職員の職務・役割

看護職員：医師・協力病院との連絡、医療面での助言・指導、医療面での日常生活上の世話、診療・検査の補助、看護面でのケア、利用者および職員の健康状態把握

生活支援員：現場の直接的・間接的介護、生活面での日常生活上の世話、利用者個々の心身の状態把握、利用者や家族の意向に沿った対応、環境整備、看護職員のサポート

職業支援員：生産活動の運営並びに作業現場の衛生面の確保、生活支援員のサポート

工賃達成支援員：生産活動が機能するよう業者との連携や活動部門責任者のサポート

4. 【職員研修に関する基本方針】

- (1) 感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 研修の種類と内容は次のとおり
 - ①定期的な研修（6ヶ月に1回以上）
 - ②必要に応じて随時開催する研修や対応の周知及び外部研修会等への参加
 - ③新任者に対する感染対策の基礎研修の実施
 - ④新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

5. 【平常時の対応】

- (1) 当法人の感染症対策マニュアル・業務継続計画（BCP）に沿って、手洗いやアルコール消毒液、マスク等の徹底など感染対策に努める。
- (2) 感染症等に関する対策は、新型コロナウイルス感染症対策マニュアル・感染症対応マニュアルに準ずる。
- (3) 施設においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、衛生教育の徹底を図る。

6. 【感染症発生時の対応】

- (1) 法人内で感染症が発生した時は、委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施する。その内容及び対策について、感染委員会及び全職員に周知する。
- (2) 感染症発生の原因究明のため、迅速な対応が取れるよう感染症に関わる情報管理を行う。
- (3) 集団発生あるいは異常発生が見られる時には、原因の排除及び感染拡大の阻止に努める。
- (4) 集団発生が認められた場合、保健所及び事業所を管轄する市等に対し、速やかに報告し助言・指導を求める。
- (5) 委員会の判断により、行動の制限等が生じた場合には速やかに利用者関係者に連絡を行う。

7. 【指針の閲覧】

本指針は利用者及び家族等が希望あった場合にすぐに閲覧できるようにしておくと共に、ホームページ上に掲載する。

<附則>

本方針は、令和4年4月1日から適用する。
令和6年4月1日から適用する。